

別添2

確認書第5条第3項で定める「配偶者居住権付建物の使用及び収益に必要な修繕（例示）」

項目	種 別	内 容	
畳	畳表	取替え又は裏返し	
	畳床、縁	取替え	
建 具	障子紙、ふすま紙、戸ぶすま紙	張替え	
	障子のさん及びかまち、ふすまの縁及び骨、戸ぶすま、浴室の屋内に面する窓、浴室、便所、物置その他屋内間仕切りの扉、引き戸及びアコーデオンカーテン、建具の引き手その他附属物外回り建具の附属金物及びガラス	修理又は取替え	
浴 槽 等	風 呂 釜	風呂釜の外箱、熱交換器及び給排気筒を除く部品	修理又は取替え
		浴槽のふた、排水栓(鎖を含む。)保温材及びパッキング類	修理又は取替え
		瞬間湯沸かし器の取合い部分	修理又は取替え
		すのこ及び踏み板	修理又は取替え
	給湯器及び給湯暖房機	ツマミ、点検確認窓、その他の付属品	修理又は取替え
		コントロールボックス	修理又は取替え
壁	タイル張り	タイルの部分張替え	
	塗装	塗り替え	
床	タイル張り	タイルの部分張替え	
	カーペット及び合成樹脂系床材	修理又は取替え	
外 回 り 建 具	木製	附属金物、ガラス、レール、パテその他の附属品等の修理又は取替え	
	鋼製及びステンレス製	附属金物（ドアクローザー含む。）ガラス、パテその他の附属品等の修理又は取替え（レール及び戸車を除く。）	
	アルミ製	附属金物、ガラス、網戸、戸車、ピートその他の付属品等の修理又は取替え（レールを除く。）	

備 品 そ の 他	水切りだな（ステンレス製）		取付け組み直し
	つり戸だな		扉の建付調整及び附属金物、レール、たな板、ガラス戸、防虫網、換気孔等の修理又は取替え
	げた箱		扉の建付調整及び附属金物、レール、たな板等の修理又は取替え
	化粧箱（たな）及び化粧鏡		取付け緩み直し及び本体附属物の修理又は取替え
	及び 台所 流し （ガス 台） 及び 調理 台	ステンレス	修理又は取替え
		下部戸だな	扉の建付調整及び附属金物、たな板、すのこ、防虫網、換気孔等の修理又は取替え
	ペーパーホルダー		修理又は取替え
	ハンガー用ボルト、化粧インサート、帽子掛け、タオル掛け及び手すり		修理又は取替え
	カーテンレール及びランナー		修理又は取替え
	郵便受け及び牛乳受け		ふた及び附属金物の修理又は取替え（集合郵便受箱を除く。）
	室名札		修理又は取替え
物置		たな板の修理又は取替え	
給 排 水 設 備	洗面器	陶器	見え掛り配管の漏水処理、取付け緩み直し及びゴムせん（鎖を含む。）の修理又は取替え
		収納キャビネット	扉の建付調整及び附属金物、引出し等の修理又は取替え
	手洗器		見え掛り配管の漏水処理、取付け緩み直し

	便器等	便器	見え掛り配管の漏水処理、取付け緩み直し並びに便座、便ふた及び同丁番の修理又は取替え
		フラッシュバルブ	見え掛り配管の漏水処理及びハンドル、パッキングその他の部品の修理又は取替え
		ロータンク	見え掛り配管の漏水処理、取付け緩み直し及びレバー、フロートその他の部品の修理又は取替え
	各種給水、給湯せん		修理又は取替え（シャワーセットを含む。持出しソケットを除く。）
	洗面器及びロータンク用止水せん		修理又は取替え
	排水トラップ（流し）		目ざら、中ざら及びわんの取替え
	排水トラップ（浴室及び洗濯機置場）		目ざら及びわんの取替え
バルコニー排水目皿		取替え	
電気設備	電球、けい光灯管、点灯管等		取替え
	白熱灯器具及びけい光灯器具		修理又は取替え
	各種プレート		修理又は取替え
	各種スイッチ		修理又は取替え
	コンセント		修理又は取替え（埋込コンセントを除く。）
	ブザー、押しボタン及びチャイム		修理又は取替え
	インターホン		修理又は取替え
	テレビ用室内端子及びフィーダー線		修理又は取替え（直列ユニット及び整合器を除く。）
アース端子		修理又は取替え	
換気設備	台所換気扇（プロペラ型）及びパイプファン		修理又は取替え
	レンジファンその他排気・換気用ファン		フィルター、室内グリル及び羽根の修理又は取替え
ガス設備	ガス・栓	ガスカラン	修理又は取替え
		埋込ボックス	プレート及びつまみの修理又は取替え

(注) 上記に掲げる修繕は、配偶者居住権者の費用で実施するものとし、修繕をするに当たって国への事前承認は不要である。